

グラウンドアンカー施工士登録規程

一般社団法人日本アンカー協会

平成 31 年 3 月 13 日 施行

令和 3 年 3 月 17 日 変更

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本アンカー協会（以下「協会」という。）が実施するグラウンドアンカー施工士検定試験（以下「試験」という。）に合格した者の登録に関して必要な事項を定める。

(資格の付与)

第2条 試験に合格し、登録簿に登録した者には、グラウンドアンカー施工士の称号を付与する。

(登録)

第3条 協会会長（以下「会長」という。）は、試験に合格した者の申請により、登録簿に登録のうえ、認定証を交付するものとする。但し、登録の申請は試験合格後 2 ヶ月以内とする。

2 登録手数料は、6,000 円（税込）とする。

3 登録を受けた者は、登録した事項に変更があったときは、遅滞なく変更事項を協会へ報告しなければならない。

(登録の有効期間)

第4条 新たに登録を受けた者の有効期間は、認定証発行日の翌日 4 月 1 日から 5 年目の 3 月 31 日までとする。

2 登録の更新又は再登録を行う者の有効期間は、従前の登録の有効期間満了日の翌日から 5 年目の 3 月 31 日までとする。

(登録の抹消)

第5条 会長は、グラウンドアンカー施工士が、次のいずれかに該当する場合には、その登録を取消すものとする。

（1）本人から登録抹消の申請があった場合

（2）本人が死亡した場合

（3）虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

（4）グラウンドアンカー施工士検定試験事務規程第 6 条の一に該当するに至った場合

（5）第 7 条から第 9 条までの規定に違反した場合

2 第 10 条の規定により更新講習を受講しなかった者は、登録有効期間満了日を以て自動的に登録が取り消されるものとする。

3 会長は、第 1 項の 5 の事由により登録の取消をする場合においては、聴聞又は弁明の機会の付与を行った後、試験委員会の意見を聴いてするものとする。

(再登録)

第6条 前条第 2 項の規定により、登録を取り消された者は、2 年以内の申請により再登録を受けることができる。この場合、再登録を受ける者は、協会が実施する更新講習を受講・修了しなけ

ればならない。

2 前条の規定にかかわらず、次の事項に該当する者は、協会が指定する診断書・理由書等を添付の上、更に2年以内（登録の取消から4年以内）の申請により再登録を受けることができる。この場合、再登録を受ける者は、協会が実施する更新講習を受講・修了しなければならない。

（1）事故又は病気により更新講習を受講できなかった者

（2）海外出張のため更新講習を受講できなかった者

3 第3条の規定は、再登録について準用する。

（信用失墜行為の禁止）

第7条 グラウンドアンカー施工士は、グラウンドアンカー施工士の信用を傷つけ、又はグラウンドアンカー施工士全体の不名誉となる行為をしてはならない。

（秘密保持義務）

第8条 グラウンドアンカー施工士は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（公益確保の責務）

第9条 グラウンドアンカー施工士は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

（名称表示の責務）

第10条 グラウンドアンカー施工士は、その業務を行うに当たっては、文字表記若しくは口頭提示により名称を表示するよう努めなければならない。

（資質向上の責務）

第11条 グラウンドアンカー施工士は、登録有効期間満了日の直近に協会が実施する更新講習を受講して、アンカー技術に関する知識及び技能の水準、その他資質の向上を図らなければならぬ。

（登録事務の細目）

第12条 この規程に定めるもののほか、登録事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成31年3月13日から施行する。

2 本規程施行日において、グラウンドアンカー施工士の登録を受けている者は、本規程に基づく登録を受けた者とみなす。